

令和２年度 第２回 館山市図書館協議会次第

日時：令和２年１２月２４日（木）

午後１時３０分

場所：館山市図書館 集会室

１ 開会

２ 教育長あいさつ

３ 議事

（１）電子図書館サービスの導入について

（２）指定管理者制度について

（３）その他

４ 閉会

館山市図書館仕様書（案）

1 館山市図書館の概要

（１）設置目的

図書館は図書館法第２条第１項の規定により図書記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般大衆の利用に供し、その教養調査研究、レクリエーション等に資するとともに、市民にとっての安らぎ・交流の場を提供することを目的とする。

（２）施設の概要

名 称	館山市図書館
所在地	館山市北条 1740 番地
規 模	【本体】鉄筋造一部 2 階建 641 m ² 【書庫】鉄骨造 172 m ²

2 館山市図書館の基本方針

図書とは、人類の記憶を保存する一種の社会的メカニズムであり、図書館はこれを生きている個人の意識に還元する、これまた社会的な一種の装置と言える。

館山市図書館は図書館法第３条に定められた事項の実施に努めるとともに、第４次総合計画に掲げられた将来都市像である「笑顔あふれる自然豊かな“ あったかふるさと ” 館山」の実現に向け、地域資料等市民の課題解決に役立つ図書を収集するとともに、資料の効率的な整理やインターネットによる蔵書検索・予約等のサービスを提供することにより、市民の多様なニーズに対応することとし、以下の方針による図書館運営を目指す。

地域資料、地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備に努めるとともに、電子化に努める。

特に地域資料については、館山市図書館の特色でもある充実した地域資料の維持を図るため、積極的な収集に努める。

利用者の利便性を向上するため、図書館資料の適切な分類・配架及び目録作成に努める。

図書館資料に対する十分な知識を持ち、その利用のための相談に応じるとともに、利用者及び住民の仕事や地域の課題を解決するための情報の提供に努める。

交通手段の制約等により図書館に来られない利用者のために、移動図書館車による館外サービスを実施する。

乳幼児・児童・ヤングアダルト・社会人・高齢者・障がい者等様々な利用者に対応したサービスを展開する。

おはなし会、わらべうたの会、ブックトーク、研修会など利用者に対応したサービスを実施し、市民の学習機会の提供に努めるとともに、レクリエーション等に資する活動に努める。

図書館におけるボランティア活動が市民の学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資することから、ボランティア活動の機会や場所の提供に努める。

市内の学校や博物館、公民館等の施設と緊密に連携し、図書館資料の貸し出し、教室の運営、レファレンスサービスの協力等様々な分野で相互に協力する。

3 管理の基準

(1) 法令・規則等の遵守

図書館の管理・運営に当たっては、以下の法規及び関係法令等を遵守すること。

日本国憲法

地方自治法

地方自治法施行令

社会教育法

図書館法

図書館法施行規則

著作権法

館山市図書館条例

館山市図書館規則

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日文部省告示172号)

図書館の自由に関する宣言(日本図書館協会)

今後の館山市の図書館について

矢印の意味 現在機能あり →一部あり なし

1 図書館の社会的機能

図書とは人類の記憶を保存する一種の社会的メカニズムであり、図書館はこれを生きている個人の意識に還元する、これまた社会的な一種の装置と言える。

図書館法では「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設としている。

2 図書館法に定められた機能

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供すること。

→地域資料を含む図書館資料の収集と資料の電子化

- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

図書館資料の適切な組織化（選書・分類・配架・目録作成・除籍等）

- (3) 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

→レファレンスサービス

- (4) 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

相互貸借・レフェラルサービス

- (5) 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

移動図書館・団体貸出

- (6) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

おはなし会・わらべうたの会

→教養講座・研修会の開催

(7) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

新聞、逐次刊行物の選書・カレントアウェアネスサービス

(8) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

ボランティア団体の支援、各種教室等の運営支援

(9) 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること

→学校連携、ML（博物館 - 図書館）連携、市役所の他部門からのレファレンスサービス

3 図書館の持つ機能別のサービス

(1) 学習機能

学習しようとするとき、一番身近にあって必要な資料を提供する施設。また、図書館にない資料を取り寄せたり、相談に乗ってくれたりする施設。

学習・課題解決のための図書・CD・DVD等の貸し出し

百科事典・解説書などの参考図書の整備

レファレンスサービス・閲覧室・学習室の提供

WIFIやパソコン、OPACなどの情報検索機器の整備

→集会室や菜の花ホールの空き室を利用した図書館に関する講座や集会の開催

→ボランティア養成講座の開催やボランティア活動の支援

(2) 情報提供機能

資料の提供のみでなく、就職・就業等地域住民の課題解決に向けた活動を支援するためのサービス

→レファレンスサービス

→レフェラルサービス

集会室や菜の花ホールにおいて子育て教室・健康教室・就職セミナー等の教室の開催

オンラインデータベース提供サービス

(3) 娯楽提供機能

図書館法に定めるレクリエーション機能としての資料の貸し出しや、社会教育施設としての生涯学習活動への支援

→市民にとって居心地良い場所の提供

娯楽のための図書・CD・DVD等の貸し出し

→集会室・菜の花ホールで趣味・教養講座の開催
読書サークル等の活動支援

(4)まちづくりの拠点としての機能

図書館の持つ集客機能を活用した、人が集まるまちづくりの拠点としての機能
(主役は本よりもそこに集まる人とし、人づくり・まちづくりを目的とする。)

図書館ロビーにおいて雑誌の自動販売機の設置

図書館受付カウンターでの本の購入予約と販売

図書館オリジナルグッズの販売

ロビー等での喫茶コーナーの設置

菜の花ホールでの創業支援・就業支援セミナー等の開催支援

菜の花ホールでの学習塾・パソコン教室・カルチャー教室等の運営

中央公園における飲食物の提供

中央公園において野外読書コーナーの設置

利用者の学習成果をまちづくりに活用・還元できる仕組みづくり

- ・閉館後の閲覧室での図書館資料を活用した各種勉強会
- ・ヘビーユーザーや自習室として活用した学生による発表会 等

4 利用者別のサービス

(1) 乳幼児

乳児健診や1歳6か月児健診の際の読書指導・図書館でのキッズサービスの実施

→ブックスタート事業・セカンドブック事業

おはなし会・わらべうたの会

→保護者への読み聞かせ指導

保護者の育児相談

保護者が利用中の託児サービス・親子で利用するサービス

(2) 幼児

3歳児検診の際の読書指導やセカンドブックサービス、幼稚園・保育園・子ども園での読み聞かせの実施や図書館児童室の整備や読み聞かせなど

幼稚園・保育園・子ども園での出張読み聞かせなど

図書館でのおはなし会

児童室でのキッズタイムの設定

→絵本の紹介、レファレンスサービス

保護者が利用中の託児サービス・親子で利用するサービス

(3) 児童

学校からのリクエストに基づく団体貸出や、学級文庫への配本等小中学校への協力及び学校図書館に対する支援、図書館での児童書の貸し出しや学習内容に対するレファレンスサービス等

→ 小学校からのリクエストに応じた図書の団体貸出

図書館でのおはなし会

学校でのお話し会、ブックトーク

→ 学校図書館の運営に関して、学習指導要領に基づき司書教諭や学校図書館司書との協力

子供の読書活動推進計画の策定

→ 児童に対するレファレンスサービス

学習等に必要な資料の情報をまとめたパスファインダーの整備

(4) ヤングアダルト

概ね 12 歳から 18 歳の青年期利用者に対するサービス。受験等で図書館を一番利用しないそうであるが、図書館が貴重な学習の場となる可能性がある。

ヤングアダルトコーナーの設置

→ ヤングアダルトに対するレファレンスサービス

電子図書館の利用案内

→ 快適な学習室の提供

WIFI やパソコンなど、調べ学習のための環境の整備

退職教員等のボランティアによる学習支援

(5) 地域課題を持つ利用者へのサービス

利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決の支援に向けたサービスの提供

課題を持つ利用者に対する相談機関窓口の紹介

電子図書館の利用案内やネットの検索サイトを活用した情報収集の支援

→ ビジネスレファレンス及びレフェラルサービスの実施

就業支援・起業支援・ビジネス支援セミナーの開催支援

企業間交流の機会の設置

(6) 障害者

身体、特に視覚に障害がある利用者のための図書館の利用に関する障壁を取り除くサービス

移動図書館の運行

→ 図書館資料の宅配サービス

マルチメディア DAISY 等録音図書の整備

→ 音読ボランティアによる市広報などの録音資料の整備

→ さわる絵本、大活字本等の整備

電子書籍による読み上げ等ユニバーサルデザインへの対応

(7) 高齢者

加齢に伴う身体機能や認知機能の低下や健康への不安に悩む高齢者への対応、また元気な、いわゆるアクティブシニアに対する種々の社会教育やボランティアの機会の提供

移動図書館の運行

→ 図書館資料の郵送サービス

認知症予防のための視聴覚資料の整備（回想法キットなど）

→ 俳句・短歌等趣味に関する逐次刊行物の適切な選択と提供

→ 大活字本の整備

→ ボランティア団体の連携と機会の提供（図書館関係団体や公民館との連携による）

→ 様々な教養講座や趣味の教室の開催（公民館との連携による）

健康教室の開催（健康課との協力による）

シニアに対する運動教室の開催（スポーツ課との連携による）

5 関係機関との連携

(1) 幼稚園・保育園・子ども園

市内の幼保施設に対する支援として、ボランティア団体等とも協力しながら、お話し会や読み聞かせ会の開催、絵本の団体貸出等のサービスを行う。

移動図書館の運行

→ 出張おはなし会・わらべうたの会

→ 団体貸出

(2) 小学校・中学校

市内の小中学校に対する支援として、学校図書館の運営に関して司書教諭や、図書館司書と協力しての図書館教育の実施や、調べ学習に対応した資料の団体貸出や学校でのおはなし会、ブックトークなどのサービスを行う。

移動図書館の運行

学校図書館の運営相談

児童書・参考図書の団体貸出

出張おはなし会・ブックトーク

(3) 博物館・公民館

博物館・公民館は図書館と並び社会教育法に規定された社会教育施設であるため、相互に連携しながら社会教育を推進していく。

→ 様々な文化講座、教養講座の開催に対する協力

→ 地域資料の収集協力

→ レファレンスサービスへの協力

ボランティア団体との相互協力

(4) 市役所他部局

図書館の利用者の中には健康や育児等様々な課題を抱える人も多い。図書館はレファレンスサービス等を通じて利用者の持つ課題解決の支援に当たる。

市課題を持つ利用者に対して窓口を紹介サービス

市役所各部門からの資料要求に対する情報提供サービス

健康教室・防災教室等各種教室の開催支援

(5) ボランティア団体

図書館が開催するお話し会や読み聞かせ会、ブックトーク等の開催や各種講座等、また幼保施設や小学校で開催する同様な行事については図書館職員だけでは対応できず、わらべうたやおはなし会、図書の修復など図書館に関わりを持つボランティア団体の協力が必要である。

そのため、それらの団体の組織化や運営支援、また個人のボランティアの募集についても図書館で対応する必要がある。

→ ボランティア団体の組織化及び運営支援

個人ボランティアの募集

→ ボランティアの機会の提供

ボランティア養成講座の開催

(6) 各種関係団体

利用者や市民の生活、仕事に関する課題解決のため、就業、起業、ビジネス支援等につながる事業が展開できるよう、関係団体（ハローワーク、商工会議所、観光協会、農林水産業関係団体等）との連携を図る。

関係団体からの情報の発信

関係団体への資料、情報の提供

関係団体によるセミナーの開催支援

関係団体との情報交換会の開催